

11. 国際経済連携・通商分野

<p>国際経済連携・通商(1)</p>	<p>輸入した外国製品の返品等に関する該非判定に際しての提出書類の簡素化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>輸入した外国製品を不具合等の理由により製造元に返品する場合、貨物の輸出として、許可を要するか否かの該非判定が必要となる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>輸入した製品を性質および形状を変えずに製造元に返品する場合、該非判定に関する書類を簡素化すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>返品しようとする貨物が輸出貿易管理令の別表第1に掲げられた貨物に該当せず、許可不要の場合であっても、当該貨物が該当するか否かについて疑義が生じた場合に、税関より項目別対比表あるいはパラメータシート等の提出を求められる場合がある。 しかし、製造元である外国企業より、それら資料の作成に必要な情報を入手することには困難が伴う。また、依頼した場合でも非常に多くの手間を要し、負担が大きい。 輸入した製品を性質および形状を変えずに単に製造元に返品する行為は、「国際的な平和及び安全の維持」を妨げることにはならないと考えられることから、該非判定に関する書類を簡素化して、事業者の負担軽減を図るべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>外国為替及び外国貿易法第48条(法律第228号)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課</p>

国際経済連携・ 通商(2)	輸出承認に関する包括制度の導入【新規】
規制の現状	包括許可制度(「一般包括輸出許可」および「特定包括輸出許可」)が設けられている輸出貿易管理令別表第1の貨物と異なり、輸出承認が必要な同令別表第2の貨物の輸出については、包括的な承認制度がない。
要望内容	別表第2の貨物、特に35の3項に掲げられた品目について、継続的な取引関係を有する同一の相手方への取引に対して適用される、包括的な輸出承認制度を設けるべきである。
要望理由	<p>現在行っている個別の輸出承認では、以下に掲げるような問題が生じている。</p> <p>①継続的な取引きであっても、その都度申請しなければならず、手間がかかる。</p> <p>②申請から承認までに約2～3週間を要し、取引先の短納期要求への対応が難しい。</p> <p>③輸出貿易管理令別表第2の35の3項の中欄に掲げる化学物質(ヘキサクロロベンゼン)には、少額特例も設けられていないため、申請の手間が増える。</p> <p>なお、2005年3月、経済産業省貿易審査課より公表されたお知らせ「輸出貿易管理令別表第2の『21の3』に掲げる貨物の同一輸出先への輸出承認申請について」では、一定の要件のもと、複数回の輸出案件をまとめて申請すると、1回の申請で承認手続を済ませることができるとされている。他方、「輸出管理令別表第2に掲げる貨物のうち、同表『21の3』に掲げる貨物以外のものについては、それぞれの規制趣旨等に照らし、同表『21の3』に掲げる貨物と同様の取扱いができない場合がある」旨記されており、同表「21の3」以外の貨物のうち、いずれが「21の3」に掲げる貨物と同様の取扱いとなるのか、照会しないと明確でない。包括的な輸出承認制度を導入することにより、申請の負担軽減を図るべきである。</p>
根拠法令等	<p>①外国為替及び外国貿易法第48条第3項</p> <p>②輸出貿易管理令第2条及び別表第2</p> <p>③輸出貿易管理規則第1条</p> <p>④お知らせ「輸出貿易管理令別表第2の『21の3』に掲げる貨物の同一輸出先への輸出承認申請について」(2005年3月経済産業省貿易審査課)</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易審査課